



65歳以上の方の 介護保険料が 変わりました

介護保険制度は、皆さんに納めていただく「介護保険料」と、国や県、市が負担する「公費」を財源として運営しています。令和3年度から5年度を事業期間とする「第8期介護保険事業計画」の策定に伴い、65歳以上の方の介護保険料の改定が行われ、基準額は月額5,200円となりました。

令和3年度介護保険料の決定通知書は、7月中旬にお送りします。

★介護保険課 ☎25-1719

▶介護保険料の決まりかた

65歳以上の方（第1号被保険者といいます）の介護保険料は、市の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに、市民税の課税状況や所得（収入）に応じて決まります。各段階ごとの保険料額は下表のとおりです。

▶新型コロナウイルス感染症の影響により 保険料の納付が困難な場合は

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、収入の減少が見込まれるなど、保険料の納付が困難な場合、申請により令和3年度介護保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくは、☎または介護保険課へご確認ください。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料（令和3～5年度）

所得段階	基準	保険料			
		率 (基準額比)	月額	年額	
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の方	0.30	1,560円	18,720円	
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円超120万円以下の方	0.50	2,600円	31,200円	
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が120万円超の方	0.70	3,640円	43,680円	
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の方	0.90	4,680円	56,160円	
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円超の方	1.00	5,200円	62,400円	
第6段階	本人が市民税課税であり、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	1.20	6,240円	74,880円
第7段階		120万円以上210万円未満の方	1.30	6,760円	81,120円
第8段階		210万円以上320万円未満の方	1.50	7,800円	93,600円
第9段階		320万円以上400万円未満の方	1.60	8,320円	99,840円
第10段階		400万円以上500万円未満の方	1.70	8,840円	106,080円
第11段階		500万円以上600万円未満の方	1.80	9,360円	112,320円
第12段階		600万円以上800万円未満の方	1.90	9,880円	118,560円
第13段階	800万円以上の方	2.00	10,400円	124,800円	

※合計所得金額は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額です。

※税制改正に伴い合計所得金額の算出に変動が出る場合、保険料の算定に影響が出ないよう調整を行います。

後期高齢者医療制度で 医療を受けている皆さんへ

★保険課25-1245

後期高齢者医療被保険者証（保険証）が8月1日に更新されます

新しい保険証は、7月中旬に特定記録郵便で送付します。7月末日までに届かない場合は、保険課へお問い合わせください。

●新しい保険証が届いたら
古い保険証は8月1日以降にご自身で捨ててください。

その際は、はさみで切るなどして、内容が読み取られないようご注意ください。

●負担割合をご確認ください
医療機関で受診する際の自己負担割合は、前年中の所得等をもとに判定を行います。負担割合は、新しい保険証に記載してありますのでご確認ください。

申請により窓口負担の限度額が適用されます

次の①②のいずれかに該当する方は、申請により医療機関での支払いが所得区分に応じた金額までとなる「限度額

適用・標準負担額減額認定証（または限度額適用認定証）を発行しています。

①被保険者が住民税非課税世帯（世帯全員が所得申告済みで住民税非課税の世帯）の方

②自己負担割合が3割の方で、課税所得が690万円未満（本人及び同居世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の課税所得）の方

なお、前年度にいずれかの認定証を発行されている方で今年度も該当する方には、7月下旬に新しい認定証を送付します。



保険料額決定通知書を送付します

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

●保険料の納め方
同封の「後期高齢者医療保

保険料の納付について」をご確認ください。

●保険料の均等割額の軽減
保険料の均等割額軽減割合については、段階的に軽減特

例措置が縮小・廃止され、7・75割軽減の対象者は、今年度、7割軽減となります。

詳しくは、同封の「保険料のしおり」をご確認ください。

●被用者保険の被扶養者であった方の軽減
後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかりません。また、均等割額は、制度加入後、2年間に限り5割軽減されます。

なお、所得の少ない方に対する均等割額の軽減にも該当する場合、軽減割合の大きい方が適用されます。



新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免と傷病手当金の支給

●保険料の減免

世帯の主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、または重篤な傷病を負った場合や、収入が減少した場合に、同じ世帯の被保険者の保険料を減免します。

●傷病手当金の支給

給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などで感染が疑われ、勤務することができなかった場合、傷病手当金を支給しています。

このたび、適用期間が次のとおり延長となりました。

適用期間 令和2年1月1日から令和3年9月30日まで
※保険料の減免、傷病手当金の支給について、詳しくは☎または保険課へご確認ください。